

# みなかみ町立古馬牧小学校 情報管理規定

この規定は、みなかみ町立古馬牧小学校（以下「本校」という）におけるインターネットの利用に関し必要な事項を定める。

## 第1条（インターネット利用の目的）

本校は、教育活動全般においてインターネットを有効利用し、児童の情報活用能力を育成するとともに、開かれた学校の実現に資することとする。

## 第2条（インターネット利用の基本方針）

利用に当たっては、第1条の目的達成のため、設備の積極的な活用を図り、児童生徒に情報モラルや情報に関する適切な判断力の育成を図ると共に、インターネットの特性を理解させる。また、関係者の個人情報、著作権等の保護に努める。

## 第3条（インターネットの主な利用形態）

インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

- 1 交 流 電子メールを活用し、児童及び教職員が幅広い交流を図り、人的なネットワークを形成する。
- 2 情報収集 w e b ページを閲覧する等、学習の充実に資する情報を収集する。
- 3 情報公開 学校内外での学習の成果や学校行事、児童あるいは教職員の活動等を w e b ページに掲載することで、各種情報を発信する。
- 4 教材作成 インターネットの機能を活用し、検索、収集した情報による教材作成をする。
- 5 その他、学校長が学校教育に役立つと認める利用。

## 第4条（管 理）

- 1 適正な利用を図るため、本校は管理者を複数名置く。管理者は、学校長が任命する。
- 2 機器等の管理は、次の各号に基づいて行う。
  - (1) インターネットに接続する機器を特定し、それ以外の機器はインターネットに接続しないことを原則とする。
  - (2) 前号において特定された機器は、公用に供するものとし、教育に利用する以外の情報や学校長の許可を得ない個人情報を蓄えてはならない。
  - (3) コンピュータウイルス（コンピュータシステムの動作を妨害する目的で作られたプログラム）の発見、防止、駆除に努める。
- 3 学校長から任命された管理者は、インターネットの運用に係わる次の業務を行う。
  - (1) インターネットに接続する I D ・パスワードの管理。
  - (2) ホームページや保護者連絡アプリ等での情報発信に係わるデータの管理。
  - (3) インターネット機器の通信機能の維持及び障害時の対応。
  - (4) 不要となった個人情報の消去・破棄。
  - (5) 運用記録簿の管理。
  - (6) 記録メディア等による個人情報の持ち出しは管理職の許可を得ると同時に、パスワードをかけたファイルに氏名を入れないようにしたりするなど、十分に留意する。
- 4 管理者はこの規定に定めるほか、取扱いの規約を定める。

## 第5条（利用者の責務）

- 1 インターネットを利用する場合には、利用者相互の信頼に基づき、誠意をもって情報の受信・発信に努めるものとし、次の行為をしてはならない。
  - (1) 著作権、その他の権利を侵害する行為やシステム侵入、破壊等に関連する行為等、他の利用者又は他人に不利益や損害を与える行為。
  - (2) 営利を目的とする行為や公序良俗に反する行為。
  - (3) その他、法令等に違反する行為及び学校長が不相当と判断する行為。
- 2 ホームページで公開する情報は校内で集約し、学校長の承認を経てから外部に発信しなければな

らない。

3 児童がインターネットを直接利用する場合には、管理者の許可を受け、指導担当者の立ち会いのもとに利用することを原則とし、指導を徹底して理解の促進を図る。

特に、電子メールや SNS 等の発信については、管理者または、学校長等の承認を得ることを必要とする。

4 利用に当たり、教職員はインターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報が扱われないように十分配慮する。

## 第6条（個人情報の発信とその範囲）

1 インターネットを通じて児童及び関係者の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を原則とする。

2 本校が情報発信をする場合は、学校長の管理下において、校内で定めた「インターネットで提供する個人情報についての判断基準」に基づいて行うものとする。

3 ホームページ等での情報発信のために本校が作成したデータあるいはファイルの著作権は本校に帰属するものとし、学校長の許可なくほかの用途に利用することはできないものとする。

## 第7条（情報提供の許諾）

1 インターネットで児童生徒に関する個人情報を提供する場合、その児童及び保護者に対して提供の依頼をし、提供の承諾を得なければならない。

2 卒業生、PTA、本校職員等の個人情報提供に当たっても提供の許諾を、書面をもって得る。

3 情報提供の承諾に当たって、提供期間は児童の卒業までを原則とする。

4 提供する情報に変更される場合には、その都度本人及び保護者の承諾を得る。

5 他の利用者のホームページにリンクを行う場合には学校長の許可を受けた後、リンク先の許諾を得る。

6 他の利用者のホームページからのリンクを許諾する場合には学校長の許可を得る。

## 第8条（ホームページ等による情報の発信）

1 インターネットを利用した本校の情報発信は、公的名称を使用し、教育委員会が指定したインターネットサービスプロバイダ（インターネットへの接続サービスを提供する企業）等のサーバ（インターネット上における情報の受発信を制御するコンピュータ）において行うものとする。

2 学校長は、ホームページにより情報の発信を行う場合は、本規定に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認するものとする。

3 本校のホームページには、本規定を掲載し、情報発信が本規定に基づいたものであることをホームページに明記するものとする。

4 本校のホームページには、無断転載の禁止、制限事項、著作権等の必要事項をホームページ上に明記する。

## 第9条（インターネット利用状況の報告及び指導）

学校長はインターネットの利用状況について教育長の求めがあれば報告を行い、必要に応じて指導を受けるものとする。

## 第10条（インターネット利用基準の見直し）

学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この規定に規定した事項の見直しの必要が生じたときは基準の見直しを行うものとする。

## 第11条（タブレット端末の取扱い）

児童および教職員の使用するタブレット端末については、みなかみ町教育委員会の使用規定・規約に準ずることとする。

タブレット端末の管理は、管理者および職員が行い、毎年3月にタブレット端末の使用状況、破損・汚損、修理等の状況を把握する。